

改 正 案	現 行
<p>(総則)</p> <p>第一条 <u>発注者</u>及び<u>受注者</u>は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。</p> <p>2 <u>受注者</u>は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を<u>発注者</u>に引き渡すものとし、<u>発注者</u>は、その業務委託料を支払うものとする。</p> <p>3 <u>発注者</u>は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を<u>受注者</u>又は<u>受注者</u>の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、<u>受注者</u>又は<u>受注者</u>の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。</p> <p>4 <u>受注者</u>は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは<u>発注者と受注者との協議</u>がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。</p> <p>5 <u>受注者</u>は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>6 この契約の履行に関して<u>発注者と受注者との間</u>で用いる言語は、日本語とする。</p> <p>7 この約款に定める金銭の<u>支払い</u>に用いる通貨は、日本円とする。</p> <p>8 この契約の履行に関して<u>発注者と受注者との間</u>で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成四年法律第五十一号）に定めるものとする。</p> <p>9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）及び商法（明治三十二年法律第四十八号）の定めるところによるものとする。</p> <p>10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。</p> <p>11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（<u>第四十九条</u>の規定に基づき、<u>発注者と受注者との協議</u>の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</p> <p>（指示等及び協議の書面主義）</p> <p>第二条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。</p>	<p>(総則)</p> <p>第一条 <u>契約担当者（以下「甲」という。）</u>及び<u>受託者（以下「乙」という。）</u>は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。</p> <p>2 <u>乙</u>は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を<u>甲</u>に引き渡すものとし、<u>甲</u>は、その業務委託料を支払うものとする。</p> <p>3 <u>甲</u>は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を<u>乙</u>又は<u>乙</u>の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、<u>乙</u>又は<u>乙</u>の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。</p> <p>4 <u>乙</u>は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは<u>甲乙協議</u>がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。</p> <p>5 <u>乙</u>は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>6 この契約の履行に関して<u>甲乙間</u>で用いる言語は、日本語とする。</p> <p>7 この約款に定める金銭の<u>支払</u>に用いる通貨は、日本円とする。</p> <p>8 この契約の履行に関して<u>甲乙間</u>で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成四年法律第五十一号）に定めるものとする。</p> <p>9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）及び商法（明治三十二年法律第四十八号）の定めるところによるものとする。</p> <p>10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。</p> <p>11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（<u>第四十六条</u>の規定に基づき、<u>甲乙協議</u>の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</p> <p>（指示等及び協議の書面主義）</p> <p>第二条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。</p>

ない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、同項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、七日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
(業務工程表の提出)

第三条 受注者は、この契約締結後十四日以内に設計図書に基づいて、業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から七日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第一項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前二項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第四条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第四項において「保証の額」という。）は、業務委託料の十分の一以上としなければならない。

3 第一項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

ない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、同項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、七日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
(業務工程表の提出)

第三条 乙は、この契約締結後十四日以内に設計図書に基づいて、業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から七日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第一項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前二項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(新規)

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の十分の一に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第五条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、**発注者**の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 **受注者**は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、**発注者**の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第六条 受注者は、成果物（**第三十七条**第一項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第二項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る**受注者**の著作権（著作権法第二十一条から第二十八条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に**発注者**に無償で譲渡するものとする。

2 **発注者**は、成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、当該成果物の内容を**受注者**の承諾なく自由に公表することができる。

3 **発注者**は、成果物が著作物に該当する場合には、**受注者**が承諾したときに限り、既に**受注者**が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 **受注者**は、成果物が著作物に該当する場合において、**発注者**が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、**発注者**は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を**受注者**の承諾なく自由に改変することができる。

5 **受注者**は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するか否かにかかわらず、**発注者**が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第一条第五項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

6 **発注者**は、**受注者**が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第十条第一項第九号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第十二条の二に規定するデータベースの著作物をいう。）について、**受注者**が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

第七条 受注者は、業務の全部を一括して、又は**発注者**が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第四条 **乙**は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、**甲**の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 **乙**は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、**甲**の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第五条 **乙**は、成果物（**第三十六条**第一項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第二項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る**乙**の著作権（著作権法第二十一条から第二十八条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に**甲**に無償で譲渡するものとする。

2 **甲**は、成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、当該成果物の内容を**乙**の承諾なく自由に公表することができる。

3 **甲**は、成果物が著作物に該当する場合には、**乙**が承諾したときに限り、既に**乙**が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 **乙**は、成果物が著作物に該当する場合において、**甲**が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、**甲**は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を**乙**の承諾なく自由に改変することができる。

5 **乙**は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するか否かにかかわらず、**甲**が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第一条第五項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

6 **甲**は、**乙**が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第十条第一項第九号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第十二条の二に規定するデータベースの著作物をいう。）について、**乙**が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

第六条 **乙**は、業務の全部を一括して、又は**甲**が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、第四十二条第一項第六号イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としてはならない。

4 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

5 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
(特許権等の使用)

第八条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(調査職員)

第九条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

二 この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、二名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第二項の規定に基づく調査職員の指示、承諾又は回答は、原則として、書面により行わなければならない。

5 第一項の規定により、発注者が調査職員を置いたときは、この約款に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に

2 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(新規)

3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(新規)

(特許権等の使用)

第七条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(調査職員)

第八条 甲は、調査職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、この約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 甲の意図する成果物を完成させるための乙又は乙の管理技術者に対する業務に関する指示

二 この約款及び設計図書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 この契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議

四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 甲は、二名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

(新規)

4 第一項の規定により、甲が調査職員を置いたときは、この約款に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって甲に到達した

到達したものとみなす。

(管理技術者)

第十条 **受注者**は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を**発注者**に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の額の変更、業務委託料の請求及び受領、**第十四条**第一項の請求の受理、同条第二項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく**受注者**の一切の権限を行使することができる。

3 **受注者**は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を**発注者**に通知しなければならない。

(照査技術者)

第十一条 **受注者**は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を**発注者**に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第一項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

第十二条 地元関係者との交渉等は、**発注者**が行うものとする。この場合において、**発注者**の指示があるときは、**受注者**はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、**発注者**は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第十三条 **受注者**が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾を要するときは、**発注者**がその承諾を得るものとする。この場合において、**発注者**の指示があるときは、**受注者**はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第十四条 **発注者**は、管理技術者若しくは照査技術者又は**受注者**の使用人若しくは**第七条第四項**の規定により**受注者**から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、**受注者**に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 **受注者**は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に**発注者**に通知しなければならない。

3 **受注者**は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められる

ものとみなす。

(管理技術者)

第九条 **乙**は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を**甲**に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の額の変更、業務委託料の請求及び受領、**第十三条**第一項の請求の受理、同条第二項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく**乙**の一切の権限を行使することができる。

3 **乙**は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を**甲**に通知しなければならない。

(照査技術者)

第十条 **乙**は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を**甲**に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第一項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

第十一条 地元関係者との交渉等は、**甲**が行うものとする。この場合において、**甲**の指示があるときは、**乙**はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、**甲**は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第十二条 **乙**が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾を要するときは、**甲**がその承諾を得るものとする。この場合において、**甲**の指示があるときは、**乙**はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第十三条 **甲**は、管理技術者若しくは照査技術者又は**乙**の使用人若しくは**第六条第三項**の規定により**乙**から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、**乙**に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 **乙**は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に**甲**に通知しなければならない。

3 **乙**は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるとき

ときは、**発注者**に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 **発注者**は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に**受注者**に通知しなければならない。

(履行報告)

第十五条 **受注者**は、設計図書に定めるところにより、**この契約**の履行について**発注者**に報告しなければならない。

(貸与品等)

第十六条 **発注者**が**受注者**に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 **受注者**は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から七日以内に、**発注者**に借用書又は受領書を提出しなければならない。

- 3 **受注者**は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 4 **受注者**は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を**発注者**に返還しなければならない。

- 5 **受注者**は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくははき損し、又はその返還が不可能となったときは、**発注者**の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第十七条 **受注者**は、業務の内容が設計図書又は**発注者**の指示若しくは**発注者と受注者との協議**の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が**発注者**の指示によるときその他**発注者の責め**に帰すべき事由によるときは、**発注者**は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は**受注者**に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第十八条 **受注者**は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに**発注者**に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 施行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件と実

は、**甲**に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 **甲**は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に**乙**に通知しなければならない。

(履行報告)

第十四条 **乙**は、設計図書に定めるところにより、**契約**の履行について**甲**に報告しなければならない。

(貸与品等)

第十五条 **甲**が**乙**に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 **乙**は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から七日以内に、**甲**に借用書又は受領書を提出しなければならない。

- 3 **乙**は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 4 **乙**は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を**甲**に返還しなければならない。

- 5 **乙**は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくははき損し、又はその返還が不可能となったときは、**甲**の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第十六条 **乙**は、業務の内容が設計図書又は**甲**の指示若しくは**甲乙協議**の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が**甲**の指示によるときその他**甲の責**に帰すべき事由によるときは、**甲**は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は**乙**に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第十七条 **乙**は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに**甲**に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 施行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件と実

際の施行条件が相違すること。

五 設計図書に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 **発注者**は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、**受注者**の立合いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、**受注者**が立合いに応じない場合には、**受注者**の立合いを得ずに行うことができる。
- 3 **発注者**は、**受注者**の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後十四日以内に、その結果を**受注者**に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、**受注者**の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第一項各号に掲げる事実が確認された場合において、**発注者**は、必要があると認められるときは設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、**発注者**は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は**受注者**に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第十九条 **発注者**は、前条第四項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下**この条**及び**第二十一条**において「設計図書等」という。）の変更内容を**受注者**に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、**発注者**は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は**受注者**に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第二十条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって**受注者**の**責め**に帰することができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、**受注者**が業務を行うことができないと認められるときは、**発注者**は、業務の中止内容を直ちに**受注者**に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 **発注者**は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を**受注者**に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 **発注者**は、前二項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は**受注者**が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし

際の施行条件が相違すること。

五 設計図書に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 **甲**は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、**乙**の立合いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、**乙**が立合いに応じない場合には、**乙**の立合いを得ずに行うことができる。
- 3 **甲**は、**乙**の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後十四日以内に、その結果を**乙**に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、**乙**の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第一項各号に掲げる事実が確認された場合において、**甲**は、必要があると認められるときは設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、**甲**は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は**乙**に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第十八条 **甲**は、前条第四項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下**本条**及び**第二十条**において「設計図書等」という。）の変更内容を**乙**に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、**甲**は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は**乙**に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第十九条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって**乙**の**責**に帰することができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、**乙**が業務を行うことができないと認められるときは、**甲**は、業務の中止内容を直ちに**乙**に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 **甲**は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を**乙**に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 **甲**は、前二項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は**乙**が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若

たとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第二十一条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等を変更し、当該変更の内容を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料の額を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第二十二条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料の額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第二十三条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を受注者に請求することができる。

3 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第二十四条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日 (**第二十二条**の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。) から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者

しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る乙の提案)

第二十条 乙は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等を変更し、当該変更の内容を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料の額を変更しなければならない。

(乙の請求による履行期間の延長)

第二十一条 乙は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

(新規)

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第二十二条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を乙に請求することができる。

3 甲は、前二項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料の額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第二十三条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日 (**第二十一条**の場合にあっては、甲が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が履行期間の変更の請求を受けた日とする。) から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲

は、協議開始の日を定め、**発注者**に通知することができる。

(業務委託料の額の変更方法等)

第二十五条 業務委託料の額の変更については、**発注者と受注者とが協議**して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、**発注者**が定め、**受注者**に通知する。

2 前項の協議開始の日については、**発注者**が**受注者**の意見を聴いて定め、**受注者**に通知するものとする。ただし、**発注者**が業務委託料の額の変更事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、**受注者**は、協議開始の日を定め、**発注者**に通知することができる。

3 この約款の規定により、**受注者**が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に**発注者**が負担する必要な費用の額については、**発注者と受注者とが協議**して定める。

(臨機の措置)

第二十六条 **受注者**は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を**と**らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、**受注者**は、あらかじめ、**発注者**の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、**受注者**は、そのとった措置の内容を**発注者**に直ちに通知しなければならない。

3 **発注者**は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、**受注者**に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 **受注者**が第一項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、**受注者**が業務委託料の額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、**発注者**が負担する。

(一般的損害)

第二十七条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第一項、第二項若しくは第三項又は**第二十九条**第一項に規定する損害を除く。)については、**受注者**がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち**発注者の責め**に帰すべき事由により生じたものについては、**発注者**が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第二十八条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第三項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、**受注者**がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、**発注者**の指示、貸与品等の性状その他**発注者の責め**に帰すべき事由により生じたものについては、**発注者**がその賠償額を負担する。ただし、**受注者**が、

に通知することができる。

(業務委託料の額の変更方法等)

第二十四条 業務委託料の額の変更については、**甲乙協議**して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、**甲**が定め、**乙**に通知する。

2 前項の協議開始の日については、**甲**が**乙**の意見を聴いて定め、**乙**に通知するものとする。ただし、**甲**が業務委託料の額の変更事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、**乙**は、協議開始の日を定め、**甲**に通知することができる。

3 この約款の規定により、**乙**が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に**甲**が負担する必要な費用の額については、**甲乙協議**して定める。

(臨機の措置)

第二十五条 **乙**は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を**取**らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、**乙**は、あらかじめ、**甲**の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、**乙**は、そのとった措置の内容を**甲**に直ちに通知しなければならない。

3 **甲**は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、**乙**に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 **乙**が第一項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、**乙**が業務委託料の額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、**甲**が負担する。

(一般的損害)

第二十六条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第一項、第二項若しくは第三項又は**第二十八条**第一項に規定する損害を除く。)については、**乙**がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち**甲の責**に帰すべき事由により生じたものについては、**甲**が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第二十七条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第三項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、**乙**がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、**甲**の指示、貸与品等の性状その他**甲の責**に帰すべき事由により生じたものについては、**甲**がその賠償額を負担する。ただし、**乙**が、**甲**の指示又は貸与品

発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担する。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前三項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第二十九条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下この条及び**第四十六条**において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（**第六項**において「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の額の百分の一を超える額を負担しなければならない。
- 5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - 一 業務の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 仮設物又は調査機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は調査

等が不相当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担する。ただし、業務を行うにつき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 4 前三項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第二十八条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で甲乙双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下この条及び**第四十四条**において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他乙の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の額の百分の一を超える額を負担しなければならない。
- 5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - 一 業務の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 仮設物又は調査機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は調査

機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の額の百分の一を超える額」とあるのは「業務委託料の額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の額の変更に代える設計図書の変更)

第三十条 **発注者**は、**第八条**、**第十七条**から**第二十三条**まで、**第二十六条**、**第二十七条**、**第二十九条**、**第三十三条**又は**第三十九条**の規定により業務委託料の額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、**発注者と受注者とが協議**して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、**発注者**が定め、**受注者**に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、**発注者**が**受注者**の意見を聴いて定め、**受注者**に通知しなければならない。ただし、**発注者**が業務委託料の額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、**受注者**は、協議開始の日を定め、**発注者**に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第三十一条 **受注者**は、業務が完了したときは、その旨を**発注者**に通知しなければならない。

- 2 **発注者**は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から十日以内に**受注者**の立合いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を**受注者**に通知しなければならない。
- 3 **発注者**は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、**受注者**が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 **発注者**は、**受注者**が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の**支払い**の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、**受注者**は、当該請求に直ちに応じなければならない。

機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の額の百分の一を超える額」とあるのは「業務委託料の額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の額の変更に代える設計図書の変更)

第二十九条 **甲**は、**第七条**、**第十六条**から**第二十条**まで、**第二十二条**、**第二十五条**、**第二十六条**、**第二十八条**、**第三十二条**又は**第三十八条**の規定により業務委託料の額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、**甲乙協議**して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、**甲**が定め、**乙**に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、**甲**が**乙**の意見を聴いて定め、**乙**に通知しなければならない。ただし、**甲**が業務委託料の額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、**乙**は、協議開始の日を定め、**甲**に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第三十条 **乙**は、業務が完了したときは、その旨を**甲**に通知しなければならない。

- 2 **甲**は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から十日以内に**乙**の立合いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を**乙**に通知しなければならない。
- 3 **甲**は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、**乙**が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 **甲**は、**乙**が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の**支払**の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、**乙**は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 発注者は、業務が第二項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第三十二条 発注者は、前条第二項(前条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から三十日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第二項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第三十三条 発注者は、第三十一条第三項若しくは第四項又は第三十七条第一項若しくは第二項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を発注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第一項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第三十四条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第二条第五項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の額の十分の三以内の前払金の支払いをこの契約締結の日から三十日以内に発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から二十日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、業務委託料の額が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の額の十分の三から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、業務委託料の額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の額の十分の四を超えるときは、業務委託料の額が減額された日から三十日以内に、その超過額を返還しなければ

5 乙は、業務が第二項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第三十一条 乙は、前条第二項(前条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から三十日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 甲がその責に帰すべき事由により前条第二項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第三十二条 甲は、第三十条第三項若しくは第四項又は第三十六条第一項若しくは第二項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第一項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第三十三条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。))と、契約書記載の履行期限を保証期限とする同条第五項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、業務委託料の額の十分の三以内の前払金の支払をこの契約締結の日から三十日以内に甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から二十日以内に前払金を支払わなければならない。

3 乙は、業務委託料の額が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の額の十分の三から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 乙は、業務委託料の額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の額の十分の四を超えるときは、業務委託料の額が減額された日から三十日以内に、その超過額を返還しなければなら

- ならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、**発注者と受注者とが協議**して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料の額が減額された日から十四日以内に協議が整わない場合には、**発注者**が定め、**受注者**に通知する。
- 6 **発注者**は、**受注者**が第四項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年三・一パーセントの割合で計算した額の遅延利息の**支払い**を請求することができる。
(保証契約の変更)
- 第三十五条** **受注者**は、前条第三項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の**支払い**を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を**発注者**に寄託しなければならない。
- 2 **受注者**は、前項に規定する場合のほか、業務委託料の額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに**発注者**に寄託しなければならない。
- 3 **受注者**は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、**発注者**に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
(前払金の使用等)
- 第三十六条** **受注者**は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の**支払い**に充当してはならない。
(部分引渡し)
- 第三十七条** 成果物について、**発注者**が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、**第三十一条**中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第四項及び**第三十二条**中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、**発注者**は、当該部分について、**受注者**の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、**第三十一条**中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第四項及び**第三十二条**中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前二項の規定により準用される**第三十二条**第一項の規定により**受注者**が

- ない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、**甲乙協議**して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料の額が減額された日から十四日以内に協議が整わない場合には、**甲**が定め、**乙**に通知する。
- 6 **甲**は、**乙**が第四項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年三・三パーセントの割合で計算した額の遅延利息の**支払**を請求することができる。
(保証契約の変更)
- 第三十四条** **乙**は、前条第三項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の**支払**を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を**甲**に寄託しなければならない。
- 2 **乙**は、前項に規定する場合のほか、業務委託料の額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに**甲**に寄託しなければならない。
- 3 **乙**は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、**甲**に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
(前払金の使用等)
- 第三十五条** **乙**は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の**支払**に充当してはならない。
(部分引渡し)
- 第三十六条** 成果物について、**甲**が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、**第三十条**中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第四項及び**第三十一条**中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、**甲**は、当該部分について、**乙**の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、**第三十条**中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第四項及び**第三十一条**中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前二項の規定により準用される**第三十一条**第一項の規定により**乙**が請求

請求することができる部分引渡しに係る業務委託料の額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第一号中「指定部分に相応する業務委託料の額」及び第二号中「引渡部分に相応する業務委託料の額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前二項において準用する第三十一条第二項の通知をした日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 一 第一項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の額
指定部分に相応する業務委託料の額×（1－（前払金の額／業務委託料の額））
- 二 第二項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の額
引渡部分に相応する業務委託料の額×（1－（前払金の額／業務委託料の額））
（第三者による代理受領）

第三十八条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第三十二条（第三十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払いに対する業務中止）

第三十九条 受注者は、発注者が第三十四条又は第三十七条において準用される第三十二条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（瑕疵担保）

第四十条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物に瑕疵があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第三十一条第三項又は第四項（第三十七条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から三年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当

することができる部分引渡しに係る業務委託料の額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第一号中「指定部分に相応する業務委託料の額」及び第二号中「引渡部分に相応する業務委託料の額」は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前二項において準用する第三十一条第一項の規定による請求を受けた日から十四日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 一 第一項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の額
指定部分に相応する業務委託料の額×（1－（前払金の額／業務委託料の額））
- 二 第二項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の額
引渡部分に相応する業務委託料の額×（1－（前払金の額／業務委託料の額））
（第三者による代理受領）

第三十七条 乙は、甲の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第三十一条（第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する業務中止）

第三十八条 乙は、甲が第三十三条又は第三十六条において準用される第三十一条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料の額を変更し、又は乙が増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（かし担保）

第三十九条 甲は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物にかしがあることが発見されたときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第三十条第三項又は第四項（第三十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から三年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求

該請求を行うことのできる期間は十年とする。

3 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第一項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 第一項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
(履行遅滞の場合における損害金等)

第四十一条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料の額から第三十七条の規定による部分引渡しに係る業務委託料の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年三・一パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第三十二条第二項（第三十七条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年三・一パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第四十二条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

三 管理技術者を配置しなかったとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

五 第四十四条第一項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

六 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」と

を行うことのできる期間は十年とする。

3 甲は、成果物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第一項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償を請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

4 第一項の規定は、成果物のかしが設計図書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
(履行遅滞の場合における損害金等)

第四十条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料の額から第三十六条の規定による部分引渡しに係る業務委託料の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年三・三パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により、第三十一条第二項（第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年三・三パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第四十一条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

三 管理技術者を配置しなかったとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

五 第四十二条第一項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(新規)

いう。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ この契約に関し、再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト この契約に関し、受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

3 前項の場合において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

4 第一項に定める場合のほか、発注者は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、この契約を解除することができる。

5 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(不正行為による発注者の解除権)

第四十三条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)第三条若しくは第十九条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第八条第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第七条の二第一項(独占禁止法第八条の三において準用する場合を含む。)又は第二十条の二から第二十条の六の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」とい

2 前項に定める場合のほか、甲は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、契約を解除することができる。

(新規)

3 第一項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の額の十分の一に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

4 甲は、第二項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(不正行為による甲の解除権)

第四十一条の二 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)第四十九条第一項に規定する排除措置命令又は第五十条第一項に規定する納付命令を行い、当該排除措置命令又は当該納付命令が確定したとき。

う。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第五十一条第二項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第七条、第八条の二若しくは第二十条の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第三条、第八条第一号若しくは第五号又は第十九条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。)の刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の三若しくは第百九十八条又は独占禁止法第八十九条第一項若しくは第九十五条第一項第一号による刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第四十七条第一項に規定する賠償金に充当することができる。

(受注者の解除権)

第四十四条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第十九条の規定により設計図書を変更したため業務委託料の額が三分の二以上減少したとき。

二 第二十条の規定による業務の中止期間が履行期間の十分の五(履行期間の十分の五が六月を超えるときは、六月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後三月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害が

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして独占禁止法第六十六条に規定する審決(同条第三項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第七十七条の規定によりこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

三 公正取引委員会が乙に違反行為があつたとして行った審決に対し、乙が独占禁止法第七十七条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

四 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の三若しくは第百九十八条又は独占禁止法第八十九条第一項若しくは第九十五条第一項第一号による刑が確定したとき。

(新規)

(乙の解除権)

第四十二条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 第十八条の規定により設計図書を変更したため業務委託料の額が三分の二以上減少したとき。

二 第十九条の規定による業務の中止期間が履行期間の十分の五(履行期間の十分の五が六月を超えるときは、六月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後三月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるとき

あるときは、その損害の賠償を**発注者**に請求することができる。

(解除の効果)

第四十五条 この契約が解除された場合には、第一条第二項に規定する**発注者**及び**受注者**の義務は消滅する。ただし、**第三十七条**に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 **発注者**は、前項の規定にかかわらず、**この契約**が解除された場合において、**受注者**が既に業務を完了した部分（**第三十七条**の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除く。以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、**発注者**は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を**受注者**に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料の額は、**発注者と受注者とが協議**して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、**発注者**が定め、**受注者**に通知する。

(解除に伴う措置)

第四十六条 この契約が解除された場合において、**第三十四条**の規定による前払金があったときは、**受注者**は、**第四十二条第一項又は第四十三条第一項**の規定による解除にあつては、当該前払金の額（**第三十七条**の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の**支払**の日から返還の日までの日数に応じ年**三・一**パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、**第四十二条第四項**又は**第四十四条**第一項の規定による解除にあつては、当該前払金の額を**発注者**に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、**この契約**が解除され、かつ、前条第二項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、**第三十四条**の規定による前払金があったときは、**発注者**は、当該前払金の額（**第三十七条**の規定による部分引渡しがあったときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第三項の規定により定められた既履行部分委託料の額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、**受注者**は、**第四十二条第一項又は第四十三条第一項**の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の**支払**の日から返還の日までの日数に応じ年**三・一**パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、**第四十二条第四項**又は**第四十四条**第一項の規定による解除にあつては、当該余剰額を**発注者**に返還しなければならない。

3 **受注者**は、**この契約**が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を**発注者**に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が**受注者**の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害

は、その損害の賠償を**甲**に請求することができる。

(解除の効果)

第四十三条 契約が解除された場合には、第一条第二項に規定する**甲**及び**乙**の義務は消滅する。ただし、**第三十六条**に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 **甲**は、前項の規定にかかわらず、**契約**が解除された場合において、**乙**が既に業務を完了した部分（**第三十六条**の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除く。以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、**甲**は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を**乙**に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料の額は、**甲乙協議**して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、**甲**が定め、**乙**に通知する。

(解除に伴う措置)

第四十四条 契約が解除された場合において、**第三十三条**の規定による前払金があったときは、**乙**は、**第四十一条第一項**の規定による解除にあつては、当該前払金の額（**第三十六条**の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の**支払**の日から返還の日までの日数に応じ年**三・三**パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、**第四十一条第二項**又は**第四十二条第一項**の規定による解除にあつては、当該前払金の額を**甲**に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、**契約**が解除され、かつ、前条第二項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、**第三十三条**の規定による前払金があったときは、**甲**は、当該前払金の額（**第三十六条**の規定による部分引渡しがあったときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第三項の規定により定められた既履行部分委託料の額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、**乙**は、**第四十一条第一項**の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の**支払**の日から返還の日までの日数に応じ年**三・三**パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、**同条第二項**又は**第四十二条第一項**の規定による解除にあつては、当該余剰額を**甲**に返還しなければならない。

3 **乙**は、**契約**が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を**甲**に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が**乙**の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければなら

害を賠償しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第三十七条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第二項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第七条第四項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
- 一 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第四十二条第一項又は第四十三条第一項によるときは受注者が負担し、第四十二条第四項又は第四十四条第一項によるときは発注者が負担する。
- 二 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。
- 6 第四項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 7 第三項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第四十二条第一項又は第四十三条第一項によるときは発注者が定め、第四十二条第四項又は第四十四条第一項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第三項後段及び第四項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- （賠償の予約）
- 第四十七条 受注者は、第四十三条第一項各号（同項第四号に規定する刑法第九十八条による刑が確定したときを除く。）のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による業務委託料の十分の二に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。業務が完成した後も同様とする。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超

ない。

- 4 乙は、契約が解除された場合において、作業現場に乙が所有又は管理する業務の出来形部分（第三十六条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第二項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第六条第三項の規定により、乙から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより甲又は乙が負担する。
- 一 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第四十一条第一項によるときは乙が負担し、同条第二項又は第四十二条第一項によるときは甲が負担する。
- 二 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等 乙が負担する。
- 6 第四項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲が支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、甲が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 7 第三項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第四十一条第一項によるときは甲が定め、同条第二項又は第四十二条第一項の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第三項後段及び第四項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。
- （賠償の予約）
- 第四十四条の二 乙は、第四十一条の二各号（同条第四号に規定する刑法第九十八条による刑が確定したときを除く。）のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による請負代金額の十分の二に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。業務が完成した後も同様とする。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える

える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(保険)

第四十八条 受注者は、設計図書に定めるところにより火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(紛争の解決)

第四十九条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人一名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とで折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され若しくは請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、**第十四条**第二項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第四項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第二項若しくは第四項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停の手續を請求することができない。

3 第一項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手續前又は手續中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

4 発注者又は受注者は、申出により、この約款の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第一項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を読み替えて準用する。

(契約外の事項)

第五十条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(保険)

第四十五条 乙は、設計図書に定めるところにより火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

(紛争の解決)

第四十六条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、協議の上調停人一名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、乙の使用人又は乙から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の職務の執行に関する紛争については、**第十三条**第二項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第四項の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第二項若しくは第四項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停の手續を請求することができない。

3 第一項の決定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手續前又は手續中であっても同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(新規)

(契約外の事項)

第四十七条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。